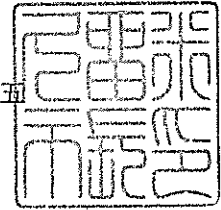


久留米市公告第 46 号

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和 4 年 3 月 30 日

久留米市長 原口 新五



1 業務の概要

(1) 業務名

久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業

(2) 業務内容

「久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 業務期間

協定締結日翌日 から 初版発行後 5 年間

(4) 業務場所

久留米市役所本庁舎

2 提案上限額

おくやみハンドブック（仮称）作成に係る費用は無償とする。

3 参加資格

上記 1 の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 人口 15 万人以上の地方公共団体において、「広告付きパンフレットの無償作成等」の類似する業務の実績を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。
- ③ 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- ④ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑤ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

4 選考方法

上記 3 の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査を行い、その内容を久留米市おくやみハンドブック（仮称）発行事業プロポーザル審査委員会において評価し、候補者の選定を行う。

5 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市 市民文化部 市民課（担当 鈴木、澁田）
電話 0942-30-9747 FAX 0942-30-9758
電子メールアドレス shiminka@city.kurume.lg.jp

(2) 実施要項等の提供

実施要項等の資料の提供については、次のとおりとする。

① 提供開始

令和4年3月30日（水）から

② 提供場所

久留米市ホームページ

(3) 実施要項等に対する質問期限及び回答

① 質問方法

質問書（様式は実施要項に添付）を添付した電子メールで行い、着信確認の電話連絡を行うこと。

② 質問期限

令和4年4月5日（火）午後5時00分までに必着

③ 回答方法

令和4年4月8日（金）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に電子メールで回答するとともに、必要に応じて市ホームページに掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、オ、カは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格有資格名簿の登録者の場合、オ、カ、キ、ク、ケは不要とする。

① 提出書類

(a) 参加申込書等の提出書類

ア 参加申込書（様式第3号）

イ 会社概要書（様式第4号）

ウ 参加資格調書（様式第5号）

エ 業務実績調書（様式第6号）

オ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）

カ 納税（滞納なし）証明書（詳細は『納税等証明書』の欄参照）

キ 役員等調書及び照会承諾書（様式第7号）

ク 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）（様式第8号）

ケ 誓約書（様式第9号）

(b) 企画提案書等の提出書類

コ 企画提案書

[納税等証明書]

提案者の所在区分及び法人・個人別に従って提出すること。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

② 提出場所

上記5(1)に同じ。

③ 提出方法

(a) 参加申込書等の提出書類

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）

(b) 企画提案書等の提出書類

持参又は郵送（配達証明書付き書留郵便）

④ 提出期間

(a) 参加申込書等の提出書類

令和4年3月30日（火）から令和4年4月11日（月）（土日祝日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(b) 企画提案書等の提出書類

令和4年3月30日（火）から令和4年4月21日（木）（土日祝日を除く。）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

実施しない。

(6) 審査結果通知

企画提案書等の審査を行った全ての者に対し、審査結果を通知する。

(7) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

① 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

③ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

⑤ 評価基準に基づく提案者の『総合点』が40%以下の場合

6 その他

詳細は、実施要項、仕様書によるため、参加希望者は必ず確認すること。